

平成30年度 第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

平成30年4月25日(水) 10:00~12:00

宮城県行政庁舎 9階 第1会議室

進行
教育長挨拶

○ 開会

○ このたびは、平成30年度宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただきましたこと、誠にありがとうございます。本審議会は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第11条に基づき、県教育委員会が設置する教科書採択に係る諮問機関であり、市町村教育委員会が行う採択事務について、県教育委員会が指導、助言、援助を行うにあたり、御意見を伺うための審議会である。

教科書は、学習の主たる教材であり、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものである。このため、教科書採択においては、採択権者の判断と責任により、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たす必要があり、教科書採択の公正性・透明性の確保が強く求められている。

県教育委員会としては、改めて教科書採択に関する法令や文部科学省からの通知等を踏まえ、教科書の重要性に鑑み、教科書採択の公正確保の徹底が図られるよう、市町村教育委員会と共に万全を期していく。審議会の皆様においても御理解と御協力を賜るようお願いする。

今年度は、後ほど諮問するとおり、小学校で使用する「特別の教科道徳」を除く各教科の教科書、中学校で使用する「特別の教科道徳」の教科書、そして「特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書」の採択基準について御審議いただく。

今後、各教科用図書についてさらに綿密な調査研究を行い、採択の参考となる選定資料を作成することとなるが、そのための専門委員については、別途委嘱している。

今回、委員の皆様方に御審議いただく採択基準、選定資料等は、各採択地区の協議会が独自の調査・研究をし、教科書の採択を行う上での拠り所となるものであり、重要な意味を持つものと考えている。

県教育委員会といたしましては、当審議会の意見を踏まえ、採択基準、選定資料等の必要な資料を作成し、市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を行っていく。委員の皆様方には、限られた時間の中での御審議となるが、ぜひ、忌憚のない御意見、御指導を賜るようお願い申し上げ、挨拶とする。

教育長
(代理教育次長)

○ 諮問

平成31年度使用教科用図書の採択について(諮問)

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記の事項について貴会の意見を求めます。

- 1 小学校用教科書の採択において、平成31年度に使用する「特別の教科道徳」を除く各教科の教科書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項
- 2 中学校用教科書の採択において、平成31年度から使用する「特別の

<p>進行 教育長 (代理教育次長)</p>	<p>教科「道徳」の教科書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項</p> <p>3 特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択において、平成31年度に使用する教科用図書(学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条の規定に基づく教科用図書)の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項である。よろしくお願ひしたい。</p> <p>○ 次に諮問理由を説明する。</p> <p>○ 義務教育諸学校で使用される教科書の採択は4年ごとに行われる。今年度は小学校及び義務教育学校の前期課程における「特別の教科「道徳」」を除く各教科の教科書の採択年度となっている。平成29年度検定において新たな図書申請はなかったが、市町村教育委員会等へ適切な指導、助言等に資するために教科書の採択基準及び選定に必要な資料を作成する必要がある。</p> <p>また、平成27年3月に学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領、中学校学習指導要領等の一部改正が行われ、従来の「道徳の時間」が「特別の教科「道徳」」として新たに位置付けられた。平成31年度からは中学校及び義務教育学校の後期課程並びに中等教育学校の前期課程等で、検定教科書を用いた「特別の教科「道徳」」の授業が実施される。</p> <p>今年度は、平成31年度から中学校で初めて使用する「特別の教科「道徳」」の採択年度であり、市町村教育委員会等における適切な採択を確保するために、「特別の教科「道徳」」の教科書の採択基準及び選定に必要な資料を作成し、指導・助言・援助を行うものである。</p> <p>特別支援学校及び特別支援学級の、学校教育法附則第9条に基づく教科用図書、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条において、4年に一度採択するという規定から除かれており、毎年度採択基準が審議されている。本年度においても平成31年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料を作成するものである。</p> <p>このような状況を踏まえ、公正で適正な教科書採択に万全を期すために、教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項について、様々な観点から総合的に御検討いただくことを諮問する。</p> <p>○ 御審議いただく事項については、ただ今諮問したとおりである。</p> <p>以後、審議に入るが、審議会規定により、審議の議長は委員長に務めていただく。よろしくお願ひしたい。なお教育次長は公務のため退席させていただく。</p>
<p>進行</p>	<p>○ 審議事項1「本会議の公開」について</p> <p>○ 審議事項1の「会議の公開」について、事務局から説明願ひたい。</p> <p>○ 審議会の公開について説明申し上げる。資料1ページに掲載のとおり、「情報公開条例」第19条の規定により、「審議会は原則公開」と定められている。ただし、「非公開情報が含まれる事項について審議等を行う会議を開催する場合」や、「会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合」には、「会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる」とされている。</p> <p>このことから、本日の第1回の審議会において、審議会そのものを公開</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>○ 審議事項1の「会議の公開」について、事務局から説明願ひたい。</p> <p>○ 審議会の公開について説明申し上げる。資料1ページに掲載のとおり、「情報公開条例」第19条の規定により、「審議会は原則公開」と定められている。ただし、「非公開情報が含まれる事項について審議等を行う会議を開催する場合」や、「会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合」には、「会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる」とされている。</p> <p>このことから、本日の第1回の審議会において、審議会そのものを公開</p>

とするか、非公開とするかを決定することになる。

ただ今申し上げたことを前提に考えると、本日の会議の内容は小学校「特別の教科道徳」を除く教科書の採択基準、中学校「特別の教科道徳」の教科書の採択基準、そして特別支援学校及び特別支援学級の学校教育法附則第9条に基づく教科用図書の採択基準を御審議いただくものであることから、特に非公開情報には該当せず、公開が適当であると考えます。

ただし、審議会委員の名前については、公開されると外部からの働き掛けが行われることが想定されるなど、教科用図書の採択基準について、公正、円滑な審議が阻害され、公正又は円滑な執行に支障が生ずると認められることから、情報公開条例第8条第1項第7号に該当し、公開しないこととすることが適当であると考えています。

また、第2回審議会に関しては、審議内容の中で、具体的に出版社ごとの教科用図書の特徴等について審議が行われることから、採択の公正を確保する意味から、審議については非公開が適当と考えています。

まとめると、『第1回審議会は、委員の所属、氏名、顔写真や撮影など委員個人を特定できる情報を除き公開』『第2回審議会は非公開』が適当である」と考えています。

委員長

以上、ご審議いただきたい。

各審議委員
委員長

- ただ今説明のあった「公開の件」についてお諮りする。提案どおりでよろしいか。
- 賛成
- 賛同いただいたので、第1回審議会は公開、第2回審議会は一部非公開とする。審議事項1は終わらせていただく。

委員長

審議事項2 「諮問事項」について

事務局

- それでは、「審議の(2)の諮問事項」についての審議に移る。諮問事項1の前に、事務局から説明があればお願いします。
- 諮問事項1の説明の前に、教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針について説明する。

資料2ページを御覧いただきたい。図1にあるように小学校用教科書と中学校用教科書については、4年おきの採択となっている。一方、図にはないが、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、毎年度採択することとしている。さらに、表1にあるように、今年度、平成30年度は小学校の「特別の教科道徳」を除く各教科で使用する教科書、そして中学校の「特別の教科道徳」の教科書採択年度になっている。

なお、今年度採択された小学校の教科書は、平成31年度のみでの使用となり、平成32年度からは、平成31年度に新たに採択される新学習指導要領に即した教科書の使用となることを申し添える。

資料3ページを御覧いただきたい。これは、市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の流れを表したものである。教科用図書採択とは、学校で使用する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法律により（教科用図書無償措置法）、採択に当たっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教

育委員会が共同して採択したりすることになっている。宮城県の採択地区は、4ページにあるように、8つの地区に分かれている。

5ページを御覧いただきたい。これは、県立特別支援学校小・中学部と県立中学校の教科書の採択の流れを表したものである。県立特別支援学校及び県立中学校における教科書の採択については、県教育委員会が行うことになっている。

次に、資料の6ページを御覧いただきたい。教科用図書選定審議会の役割と設置について説明する。

教科用図書選定審議会の任務については、御覧のとおり法律に定められており、第10条にあるように「県教育委員会は、市町村教育委員会等、その採択に関する事務について適切な指導、助言又は援助を行う義務」を有することが定められている。また、設置についても第11条に「県教育委員会はあらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない」とされており、本日の審議会の設置根拠と諮問機関としての役割が示されている。法律に基づき、県教育委員会では、8ページの教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、9ページにあるように、審議会規程を定めているところである。

続いて、12ページを御覧いただきたい。本年度の教科用図書採択事務日程について、御説明申し上げる。本日は、第1回の審議会となり、県教育委員会からの「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」の諮問を受け、審議していただく。

次に、本日の審議内容を踏まえ、5月1日から14日までの6日間、教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査により、選定資料を作成する。選定資料については、通常のものに加え、今年度は、中学校の「特別の教科道徳」で使用する教科書について、各教科書の特徴等を一層明確にし、教科用図書採択地区等において、記載内容や分量を容易に比較できるよう、選定資料の「別冊」を作成する予定である。選定資料づくりに当たる専門委員は、教科指導又は専門的知識を有する教員等で構成されている。

5月25日、第2回審議会では、提出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に、6月1日に委員長より、県教育委員会へ答申をしていただきたいと考えている。その後、県教育委員会として、審議会の答申を基に教科用図書の採択基準や、選定資料を市町村教育委員会及び採択地区協議会へ通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。

各採択地区協議会においては、6月中旬から7月にかけて、採択地区協議会を開き、独自に調査研究を行い、8月中には、教科用図書の採択を決定することになる。また、出品された教科用図書を一般に公開するとともに、採択関係者による調査研究のために、6月15日から14日間、県内14か所で教科書展示会を行う。

なお、県立特別支援学校及び県立中学校については別日程になっている。県立特別支援学校及び県立中学校については、6月から7月にかけて特別支援学校では学校ごとに、県立中学校では教科用図書選定調査委員会が調査研究を行い、特別支援学校は採択検討会議を、県立中学校では教科書採択に係る審査委員会を経て教育委員会へ報告され、県教育委員会が採択を決定することになる。

続いて、教科書の採択に係る基本方針について説明する。別紙の「教科書の採択に係る基本方針」を御覧いただきたい。これは、宮城県の教科書採択の拠り所となるものである。平成27年度に、教科書採択の重要性に鑑み、第1回教科用図書選定審議会において策定されたものを、第2期宮城県教育振興基本計画が定まったことを踏まえて、一部修正し県教育委員会としての教科書採択の方針を明確にしたものである。この「教科書の採択に係る基本方針」は、校種にかかわらず県内の公立学校で使用する教科書の採択について、基本的な方針5点を示したものである。

1点目は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領といった国が定めた目的や理念を受けたものである。

2点目は、本県の教育振興基本計画や各採択地区、県立学校の実情を踏まえた採択を意図したものである。

3点目から5点目は、法令等に示された教科書採択の配慮事項を受けたもので、公正かつ適正な採択、開かれた採択、採択権者の責任等を示したものである。

この方針に則り、諮問書の中で申しあげました事項3件を諮問したいと考えている。教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針についての説明は以上である。

委員長

- 採択の流れ、基本方針についてここまでよろしいか。
では、諮問事項1について事務局から願います。

諮問事項1

事務局

- 教科用図書の採択基準とは、選定資料を作成するための観点を示すもので、採択基準に基づいて専門委員が教科用図書の専門事項の調査にあたる。

ただいまお配りした資料を御覧いただきたい。これは、平成31年度使用教科用図書の採択基準（案）である。今年度は小学校の教科書の採択年度となっている。しかし、平成32年度から、小学校において新学習指導要領の全面実施となるので、そこで使用される教科書は、新学習指導要領に基づいた新たな教科書となる。つまり、今年度採択した教科書は、平成31年度の1年間のみの使用となり、来年度また新たに小学校における全ての教科書を採択することとなる。このような状況から、平成29年度、新たに検定申請された教科書はないので、平成30年度は、現在使用している教科書からの採択となる。

従って、平成26年度に開催された審議会で審議され答申いただき、現在使用している教科書を採択する際の基準となった「平成27年度使用教科用図書（小学校）採択基準」を、平成31年度使用教科用図書（小学校）採択基準としたいと考えている。

採択基準は、「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」の4つの観点から示されており、現行学習指導要領の趣旨等を踏まえて、平成26年度にそれまでの採択基準を一部修正して作成されたものである。

平成31年度は、新学習指導要領への移行期間ではあるが、あくまでも現行の学習指導要領に基づいた指導となる。

なお、小学校における「特別の教科 道徳」を除く教科書調査研究については専門委員による調査研究を行わず、平成26年度に作成した「平成27

年度使用教科用図書選定資料」を義務教育課指導主事で見直し、修正を図りたいと考えている。

御審議のほど、よろしくお願ひしたい。

委員長

- ただいまの事務局の説明について質問はあるか。この基準は採択の時のものということである。項目ごとに見ていく。「1 内容に関する事」について何かあるか。

A委員

- (1) から (5) について、これでよい。

B委員

- 妥当である。

委員長

- 特に意見なしとする。「2 組織と配列に関する事」について何かあるか。

C委員

- これで妥当である。

D委員

- 問題なし。

委員長

- 項目2については、特になしということでお認めいただいたことにする。「3 学習と指導に関する事」についてはどうか。

E委員

- 妥当である。

F委員

- (1) から (5) の内容でよい。

委員長

- 3もお認めいただいたこととしたい。「4 表現と体裁等に関する事」についてはどうか。

G委員

- 案のとおりでよい。

H委員

- (1) から (5) まで全て妥当である。

委員長

- 項目1から4まで、特に意見はないようであるが、全体をとおして何かあるか。

提案どおり、お認めいただいたことにする。以上で諮問事項1についての審議を終了する。

委員長

- 諮問事項2：中学校用教科書の採択において、平成31年度から使用する「特別の教科 道徳」の教科書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項

諮問事項2

事務局

- ただいまお配りした平成31年度使用教科用図書【中学校 特別の教科 道徳】の採択基準(案)を御覧いただきたい。平成28年度使用中学校教科用図書採択基準及び昨年度審議いただき、答申いただいた「平成30年度使用教科用図書採択基準【小学校 特別の教科 道徳】」を参考に作成した。「特別の教科 道徳」においては、計画的・発展的に行われるものであることを踏まえ、「小学校 特別の教科 道徳」の採択基準との整合性を意識して作成している。採択基準は、内容に関する事、組織と配列に関する事、学習と指導に関する事、表現と体裁等に関する事の4つの観点から示している。

中学校の教科書の採択であるので、全体的には平成28年度使用教科書採択基準と同じ観点だが、「小学校 特別の教科 道徳」の採択基準同様、教科という部分については「特別の教科 道徳」としている。

「1 内容に関する事」は、平成28年度使用教科書採択基準では「1 記述内容に関する事」とされていたが、今回小学校の道徳との整合性を考え、「内容に関する事」とした。

「(1) 学習指導要領に示されている「特別の教科 道徳」の目標達成のために内容が工夫されているか。」という部分だが、28年度使用教科書採択基

準では、「教科等の目標を的確に反映しているか。」との記述だったが、道徳という教科の特徴から、昨年度の「小学校特別の教科 道徳」の採択基準に準じて、「目標達成のために内容が工夫されているか。」とした。

「2 組織と配列に関すること」の「(2 「特別の教科 道徳」の目標を踏まえて、ねらいが明確で内容のまとまりがあるか。」という部分で、道徳には各章、各節という部分がないので、小学校同様、削除した。

内容項目という言葉が出てくるが、別紙の「第3章特別の教科 道徳の第2に示す内容の学年段階・学校段階の一覧」を御覧いただきたい。

内容項目とは、生徒が人間として他者とよりよく生きていく上で学ぶことが必要と考えられる道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したものである。

一覧には、中学校の欄に(1)から(22)までの事項が示されているが、これら一つ一つが内容項目であり、その内容項目を端的に表したものが、一番右側に示されている。

一覧から分かるように、小学校から系統的・発展的に整理され、小学校で指導されてきた内容項目が、中学校では、統合されたり細分化されたりしている。

次に「(3) 内容項目を関連的・発展的に捉え、重点的な取扱いの工夫ができるよう配慮がなされているか」という点については、学習指導要領解説の内容の取扱い方に示されている部分から押さえている。

内容項目は、関連的、発展的に捉え、年間指導計画の作成や指導に際して重点的な扱いを工夫することで、その効果を高めることができるとされている。

例えば、「B 主として人との関わりに関すること」に示されている「友情、信頼」に示された内容項目は「相互理解、寛容」に示された内容項目と深く関連している。内容項目間の関連を十分考慮したり、指導の順序を工夫したりして、生徒の実態に応じた適切な指導を行うことが大切であるとされている。

また、3年間を見通した発展性を十分配慮した計画を基に、各学年において重点化された内容項目を適切に指導することも大切である。こういった点に鑑み、小学校同様この観点を設けている。

「(4) 内容項目の数や分量が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか。」について申し上げますと、道徳教育においては、生徒の実態や保護者・地域の願いを踏まえて、各校が重点 内容項目を設定して教育活動を展開していく。

「特別の教科 道徳」はその要と位置付けられており、年間指導計画を作成する際には、重点内容項目を意識して作成していく必要がある。したがって、各学校の年間指導計画に適合できることは大切な要件と考えこの観点を設定した。

次に「3 学習と指導に関すること」の(1)については、小学校同様、今回の学習指導要領の改訂で示された道徳科の目標で求められる学習について示し、「(1) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習が進められるよう配慮がなされているか。」としている。

また、道徳の内容項目の指導の観点から、生徒が主体的に道徳性を養う必要があると示されており、「(2) では、後半の部分为主体的な学習ができる

よう配慮されているか。」としている。

これらを踏まえて、平成31年度使用「中学校 特別の教科 道徳」の採択基準についての審議をお願いしたい。

- 委員長 ○ それでは、まず事務局の説明について質問、分かりにくかったところなどがあれば、はじめに伺いたい。
- I 委員 ○ 1点、確認させていただきたい。1番の「内容に関すること」の(1)で、「目標を的確に」ではなく「目標達成のため」となっているのはなぜか。
- 事務局 ○ 「目標を的確に反映しているか」であるが、道徳という教科性を考えると、一人一人の道徳性の発達を支援していくことから「目標達成のために内容が工夫されているか」といった表現が適切かと考えた。
- I 委員 ○ 承知した。
- 事務局 ○ その他はないか。なければ、先ほどと同じように「諮問事項」も項目ごとに意見を伺いたい。まずは、「1 内容に関すること」から伺いたい。
- J 委員 ○ (1)から(5)まで妥当である。内容に関することを記述内容から変更したという点においても納得した。
- K 委員 ○ (1)から(5)まで妥当である。小学校の採択基準にも照らし合わせて、整合性が図られており妥当だと考える。
- 委員長 ○ 「小学校 特別の教科 道徳」の採択基準との比較ということで言えば、「児童」が「生徒」に置き換わっているという理解でよろしいか。
- 事務局 ○ はい。
- 委員長 ○ 他になければ、これで項目1を承認していただいたことにする。
- 委員長 ○ では、「2 組織と配列に関すること」について御意見を伺いたい。
- L 委員 ○ 価値項目が22項目あり、学校現場では、年間指導計画を35週で立てる。その引き算の部分が重点項目として位置付けていく作業を進めている。この案では(3)、(4)、(5)の観点で作業を進めていけばよいことが分かり、改めて納得した。
- F 委員 ○ 各学校の特色、状況によって対応できるということで(1)から(5)の内容でよろしい。
- 委員長 ○ それでは、項目2もこれで承認していただいたと考える。
- 委員長 ○ それでは、「3 学習と指導に関すること」について御意見を伺いたい。
- A 委員 ○ 今回の「特別の教科 道徳」において、価値について子供たちは自分の考えを持ち、他者との話合いの中で、自分の考えを深めることが重視されると考えている。そういった観点から、(1)の「自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習が進められるよう配慮がなされている」が非常に重要になると考える。こういったところをしっかりと押さえられているのでよろしいと考える。
- I 委員 ○ 学習と指導に関することで、内容等では文科省で審議されたとき、道徳は学術的な根拠は明確にしようがないという話も出ていた。一般の教科と違って根拠が明確でないところがあるということなのであろう。評価と関わる部分で、道徳は他の一般の教科とは違うので、それに応じた対応が必要になるのではないかと考える。例えば、評価をするに当たって、量的な評価を行わないとイメージしている。他方で、子供に何か量的な評価をさせる、数量的に評価の段階を課させるようなことがないだろうかという点で、学習と指導、あるいは評価と絡んで、特に道徳の場合には、基準として盛り込むことが必

- 要ではないか。子供にいろいろ活動をさせるわけだが、教科書に含まれている内容や子供に提示しているものが適切なのかという視点等もこの学習と指導に関することの中に盛り込んでもよいのではと思った。
- 事務局 ○ 道徳の評価については、現在どんな形のもが適切なのか学校現場の中で議論されながら進められていくものと思われる。評価というところに関わるのであれば、(3)「生徒の多様な個性や能力に広く対応できるか。」ここについては、先ほどの御意見のように量的なものだけではなく、子供の姿を多面的・多角的に指導者が捉えられるような個性や能力を意識した教科書になっているかが評価につながるところと考えている。また、評価方法に関する御指摘については、教員一人一人が研鑽を深め、適切な評価が見取れるよう県教委としていければと考えている。直接教科書の採択の基準に当てはまるかどうかは、委員の皆様の御意見を伺ってから検討していきたい。事務局としては、(3)、(2)に含まれているものと考えている。
- I 委員 ○ (3)のところで対応できるのか気がかりである。量的な評価だけではなくて公正に広く対応できるかという視点だけでなく、不適切な活動を子供に強いるような教授等がないかというところを観点として盛り込む必要もあるのではないかと。主体的に学習ができるか、広く対応できるかといったポジティブな側面だけでなく、子供に活動させるときの内容等の教授がその不適切な部分がないかというような視点があってもよいのではないかと。
- 委員長 ○ 採択基準の中に盛り込むにはなかなか難しい内容であるが、御意見を伺いたい。
- D 委員 ○ (1)の「道徳的諸価値についての理解を基に、」と掲げられているが、何か重くのしかかってくる気がしてならない。ここだけに価値観が出てくる。「道徳的諸価値について学び、自己を見つめ、物事を多角的・多面的に考え、」といった形に流れていくのがいいのではないかと考える。道徳的諸価値についての理解に基づいて自分を見つめるようになるのかと感じた。
- 委員長
事務局 ○ 違った観点から意見ももらったが、事務局の考えを伺いたい。
○ 現行で行われている道徳の時間も同じであるが、内容項目である道徳的諸価値を理解した上で、それに対して自分はどうかあるのかという自己理解、それに対して他の人はどういう考えを持っているのかという他者理解、そして自分はその価値に対してどのように生きていくのかというこれからの自分像を学習することが基本となっている。よってここに「道徳的諸価値についての理解」という言葉を使っている。
- D 委員 ○ 承知した。
- H 委員 ○ 「道徳的諸価値についての理解」の中には、この価値を理解する、人間を理解する、他者を理解するということが含まれていることが分かり、この表現で妥当だと考える。
- M 委員 ○ (2)の「生徒の経験や興味を大切にし、学習の動機付けや主体的な学習ができるよう配慮されているか。」とある。もし教員で先ほどの不適切な活動を強いるようなものがあるとすれば、生徒の経験や興味を大切にしていないということ、主体的な学習にはなっていないということにつながるのでは、評価に関わる部分はここに含まれていると考える。
- G 委員 ○ 同様に、(2)の「主体的な学習ができるように」の中に含まれると思う。教員の指導の中で特定の価値を押しつけるような指導をしないということは、学習指導要領解説にも書いてあるので、このままの表現でよいと考える。

- 委員長 ○ 学習指導要領の最後の方に「但し、数値等による評価はしない」というところに着目した御意見であった。もう何人か御意見を伺いたい。
- F 委員 ○ 学習指導要領でそういった評価はしないと明記されているし、教科用図書の採択基準としては、(1)の「自己の生き方について考えを深める」とある。そういったところで、他人の意見を聞きながら自分の意見を振り返ってみて、それがどう変わっていくかといったところが、一つの評価場面になってくると思うので、教科書の内容でこういった評価基準があるということで、対応できると考える。
- N 委員 ○ (3)の「生徒の多様な個性や能力に広く対応できるか。」というところがよいと思う。教員は子供を尊重し、まだ発達の途中にある存在だということ認識した上で、その価値の理解を深め、それを子供たちが見つめていって実践にまで落とししていく。つまり、子供たちは、長い経験を重ねて見つめていき、実践へ結びつけていく存在ということを踏まえていれば、「主体的な学習」や「多様な個性や能力に広く対応」というところは、採択の基準としては適切だと考える。
- 委員長 ○ これまでの御意見を伺うと、(1)の「自己の生き方について考え」というところ、(2)の「生徒の経験や興味を大切にし」というようなところで、先ほど委員 I 委員が危惧されていたところは、含まれているという見方でよろしいのではないかということだがいかがか。
- I 委員
事務局 ○ 承知した。
○ いろいろ御意見を賜った。「特別の教科 道徳」の教科書検定については、その中に「適切な教材を取り上げていること。」「教材の取り上げ方として不適切なところがないということ。」「特定の見方や考え方に偏った取扱いがされておらず公正であること。」「発達段階に即して多面的・多角的に捉えられるようになっていること。」といった規定が設けられている。検定が通っているということは、国の基準をクリアしているものと考えている。また、評価について、基本的にマイナスの評価をせずに見ていくという基本姿勢があり、学習指導要領の中でも道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかということなどを大事にするようにとある。こういったところを共有しながら、教科書を採択していつてもらいたい。また、採択された教科書を指導者がしっかりと活用できるようにしたいと考えている。
- 委員長 ○ いろいろと御意見、御議論いただいたが、基本的に(3)も承認していただいたと考える。
- 委員長
J 委員 ○ それでは、「4 表現と体裁等に関すること」について御意見を伺いたい。
○ 小学校の採択基準との整合性もあり、(1)から(5)まで妥当であると考えている。
- B 委員
委員長 ○ 妥当であると考えている。
○ それでは、項目 4 も承認していただいたと考える。全体を通して、何か気付いたところはないか。
- 委員長 ○ ないようであれば、「中学校 特別の教科 道徳」の採択基準を承認していただいたこととする。この採択基準を基に専門委員会で選定資料を作成することによってよろしいか。
- 各委員
委員長 <賛同>
○ それでは、諮問事項 2 についての審議を終了する。

委員長 ○ 諮問事項3：特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択において、平成31年度に使用する教科用図書（附則第9条の規定に基づく教科用図書）の採択基準について事務局から願います。

諮問事項3

事務局 ○ ただいまお配りした、平成31年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準【特別支援学校及び特別支援学級】をご覧いただきたい。

ここでいう、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法附則「教科用図書使用の特例」第9条で規定されている教科書のことである。第9条に述べられている「第34条1項に規定する教科用図書以外の教科用図書」とは、例えば、このような（2冊実際に見せる）絵本や図鑑などである。

これらの本は、街の書店で通常売られている本であり、一般図書と呼ばれている。

なお、小・中学校の教科用図書は、通常4年に一度の採択だが、附則9条に規定する教科用図書、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は、4年に1度採択するという規定から除かれており、毎年度、採択基準が審議されている。この採択基準に基づいて専門委員が専門事項についての調査にあたり、選定資料を作成する。

採択基準案については、教科用図書の選定にあたり考慮すべき事項4項目「1 内容に関すること」「2 組織と配列に関すること」「3 学習と指導に関すること」「4 表記と体裁等に関すること」を示している。

昨年度の審議で、「4 表記と体裁等に関すること」の（2）についてご意見をいただき、「表記、表現が適切であるか。」から「児童生徒の発達段階等に応じた表記、表現であるか。」と修正し、提案させていただいた。

御審議をよろしく願いたい。

委員長 ○ 事務局の説明について始めに質問があれば願いたい。まず項目1「内容について」意見をいただきたい。

N委員 ○ 基本的には障害の有無にかかわらず内容については、県の方針を受けた形で、子供たちに適正に組まれているものがふさわしいと思う。小学校との整合性を見ていたが、基本的にはこの内容で適切と思う。

O委員 ○ 細かいところだが、内容に関する事項の（2）について先ほど小学校で話し合った採択基準と照らし合わせると、以前は、県教育委員会の「学校教育の方針と重点」の趣旨の実現という表記になっていたが、今回は沿っているかという表記になっていた。特別支援としてこの表記の違いをどう考えているか説明 願いたい。

事務局 ○ 小学校の方では沿っているという表現になっていて、特別支援学校の方では趣旨の実現という表現になっているが、特に意味についての大きな違いはない。

O委員 ○ 特に整合性というのがなくとも構わないと思うが、何か違いを表しているのかと思ったため聞いてみた。

委員長 ○ 特に揃えなくてもいいと思うが、違っていると気になるのは確かである。もう少し意見をいただきたい。

P委員 ○ 「趣旨の実現」と「沿っている」という文言については、内容については

- 特に大きな違いはないのでこれでよい。その他（１）から（５）までについても妥当であるが、比較する時に先ほどの小学校の採択基準と第９条本との違いについて文言を今後合わせておいた方が明確になるのではないかと思う。
- 委員長 ○ このままで御理解頂いたとするが、今後に向けて事務局で検討いただきたい。
- L委員 ○ （４）に「様々な体験活動を促し、自己を生かせる生き方や進路を考えられるものか」とあるが、「生かせる」と「生かす」という表現があると思う。「生かせる」という言葉を聞いた時、受け身に感じられるが、これは「生かす」とは違うのか。特別支援の中ではどのような文言の決め方があるか承知していない部分があるので、御意見いただきたい。
- Q委員 ○ 「生かせる」というと受け身な感じがする。「自己を生かす」「自分から」というのであれば「生かす」の方が良いのではないか。
- I委員 ○ 広くとったら、「自己を生かせる」に限定せず「自らの生き方」くらいでいいのではないか。また、そういった表現は普段使われないのか。この領域で特に問題がなければ「自らの生き方」くらいでもいいのではないか。
- 委員長 ○ 自分自身のこれからの生き方を考えていけるかというよりは、自分をどうやって生かしていけるかということ表現したい言葉のように思えるが、確かに難しい。
- C委員 ○ 始めに読んだ時は「自己を生かせる」、「生かすことができる」という言葉は、よりよく自分の個性を捉えて、それをよりよく「生かす」という意味のように私は捉えたので、「生かせる」というところに疑問を持たなかったが、「自己を生かす生き方」という表現を聞くと、それもいいのかと感じた。
- 委員長 ○ 今までの流れを聞くと「自己を生かす生き方」の方が素直に入ってくる。内容としては変わらないというのであれば、「自己を生かす生き方」にしてもいいのではないかという主旨の意見をいただいている。御意見を頂きたい。事務局いかがか。
- 事務局 ○ 御意見の中にあつたように「生かす」「生かせる」に大きな違いはないという表現になっているが、「自己を生かせる」というのは、「生かすことができる」というところからきていると思われる。助けの求め方や助けを受けながら生きていくということも、「生き方」や「生かされて生きていく」という意味が含まれている。「自己を生かす」という表現についても、「生かす」の方が受け入れやすい表現であるというのであれば、「生かす」でかまわないと考える。
- 委員長 ○ 元々の「生かせる生き方」について出典やどのような流れで決まっているのかを事務局で確認願いたい。「自己を生かす生き方」の方向で修正の方向で検討願いたい。最終的なところは事務局で検討ということで任せたい。続いて２番「組織、配列に関する事」について意見をいただきたい。
- G委員 ○ 特別支援の子供たちにとっては、季節、行事そして生活、地域というのはとても大事なことで、提案の通りでよい。
- E委員 ○ 小学校の方の「組織と配列に関する事」では、（１）から（５）までであるが、特別支援として大切に扱われることがあり、小学校との整合性がかなわないところがあるものの、非常に大事にされているところが含まれているので、これで妥当である。
- C委員 ○ （１）の表現は、小学校の方と見比べると、表記上の問題であるが、「学習の効果が上がる」と漢字で書かれている。大差がなければ同じにした方がいい

- い。(3)について「季節や行事等」とあるが、「行事」というのは、年中行事なのか学校行事も含めての「行事」なのか教えてほしい。
- 事務局
委員長
事務局
I 委員
- ここでいう「行事」は学校行事も含めて全ての「行事」を指す。
 - 「上がる」の漢字を使うかという点はどうか。
 - 小学校、中学校、特別支援学校、全て統一した形で揃えたい。
 - (1)の「学習の効果が上がるよう」の後に特別支援の方は「に」が入っている。
- 委員長
- 確かに「学習の効果が上がるように」の「に」が入っている。小学校に合わせるのならばいらないという意見もあり、表記の問題は他と揃えるかどうか事務局で検討頂きたい。
項目の2を認めていただいたということで、次に項目の3「学習と指導に関すること」に入る。御意見はないか。
- P 委員
- 小学校と違った部分で大事と思うところは(3)だと思う。小学校では(2)「児童の経験や興味を大切に」とあるが、特別支援の第9条の方では(3)「興味や関心を喚起し」となっているが、個人的にはこれでよいと考える。理由は、特別支援の子供たちは興味や関心を持っていないが表すことができない児童生徒がいる。また、もっと持ちたいと思ってもそういう場に出られずにその興味や関心を引き出されていない子供たちもいる。(そういった子供たちに)9条本を通して更に興味・関心を引き出せるというのでこれでよい。
- H 委員
- (5)「内容がより理解できるような挿絵、図表、写真等が示されているか」とあるが、特別支援学校や特別支援学級の子供たちの実態を考えた時に、内容が理解できるものに限定しなくてもよいのではないかと。あえてこの表記が必要か疑問に感じた。
- 委員長
O 委員
- これについて御意見を伺いたい。
 - 児童生徒の実態を考えた時に、写真等が示されている方がより理解につながると考えるため、このままでよいと考える。
- 委員長
- 「内容がより理解できるような」の「理解できる」をどういうふうに取り扱うことかと考えるかであり、写真等そのものが理解しやすいというものであれば良いのではないかと考えるがいかがか。
- P 委員
- 「理解する」という文言の解釈が難しいが、子供たちが視野を広げる、知識を深めるための補助的なもの、補足してくれるものとしての挿絵や写真が、あることによって理解や分かるようになるための助けとなっている、ととらえているので、これでよいと思う。
- 委員長
H 委員
委員長
H 委員
- H委員、このような理解でよろしいか。
 - この文章を読んで、そのような理解ができるのであれば、適切だと考える。
 - もしこのように修正したらいいということがあったら意見をいただきたい。
 - 上手い言葉は見つからないが、もっと幅広い意味の言葉がここに入るともっとよい。理解できるという言葉は今のような解釈を聞くと「そうかな」と思うことはあるが、もっと幅広く、内容として理解を助けるものであるとか、興味を持って学ぶ意欲が高まる、といったことがうまく当てはまる言葉が良いと思うが、今は思い浮かばない。
- 委員長
- 今後、検討ということで事務局にお願いしたい。
項目3について認めていただいたということで、項目4「表現と体裁等に関すること」について意見をいただきたい。
- Q 委員
- (1)から(5)まで読んでみて、昨年度も出ているのでよいと思うが、

- (1)「多様な感覚を活用するよう」の「活用する」という言葉が妥当であるか疑問を感じた。人に対する「活用」というのはどうかと違和感を感じた。
- 委員長
Q委員
- 「多様な感覚」について他に変わる提案があればお願いしたい。
 - 今は思い出せない。他の言葉を知っている先生方がいればいいかと思うが、これが妥当というのであれば、これでよい。
- K委員
事務局
- この「活用」で十分意味が通じると思っていた。(3)「活字の大きさや字形」とあるが、他は「字体」となっている。この違いは何か教えてほしい。
 - 「活用について」は学習指導要領の中に「本人の感覚を活用する」という言葉がある。それを活用しているため使っている。
「字体」は「ゴシック体」「明朝体」といったものとして捉えており、「字形」の方は視覚的な印象、その字を見た時の印象、文字の形、平べったい等の印象と理解している。この子供たちにとってこうした観点が適切か、という場合「字体」よりも「字形」の方が適ということである。
- K委員
Q委員
I委員
- 承知した。
 - 承知した。
 - 4の(1)の意図が分からず混乱した。「多様な感覚を活用する」と言った時、図書で活用するというと、視覚でとらえることを指すが、触って見たり、臭いをかいだりすることがあるのかと思った。1冊の本でこうしたことをするのかということそうではないと思うが、視覚でとらえる本があったり、他に触れる本などいろんな本があると思う。ここの文章というのは1つの本がいろんなことに対応できるように、という意味なのか、選んだ本全体で対応するという意味なのか、どこに焦点をあてているのか。どんなことを念頭に書かれたのか教えてほしい。
- 事務局
- 全体的なものではなく、教科用図書は一人の子供に対応したということであり、実際に採択にあたる本には、触れるもの、DVD、CDとセットになって活用できるものがある。それぞれの子供がそれぞれの感覚を活用しながら教科用図書を見たいと思えるようなものであるかという視点で書かれている。
- 委員長
- その他御意見がなければ、理解頂いたと判断する。
意見がなければ、この採択基準をもとに教科書選定専門委員会にて選定資料を作成していくということでもよろしいか。それでは、諮問事項3についての審議を終了する。

審議事項3 「その他」について

- 委員長
事務局
- 審議事項3の「その他」で何か事務局からあるか。
 - 「第2回選定審議会の日程」についてお諮りいただきたい。事務局としては、先ほど申し上げた採択日程との関係で、次の会については、5月25日(金)午前10時から正午まで、この会場で、開催させていただきたいと考えている。
なお、当日は、委員の皆様は小学校及び「中学校 特別の教科 道徳」並びに特別支援学校・特別支援学級で使用する教科用図書の見本を手にとって御覧いただく時間を確保するため、審議会前に別室にて展示する。これらの点について、御審議いただきたい。
- 委員長
- 特に、御異議がなければ、今回は5月25日(金)午前10時より開催と

- したいがよろしいか。
- 審議会前の教科用図書展览展示は、何時からか。
- 事務局
委員長
- 1時間前からは御覧いただけるようにしたい。場所は16階会議室である。
 - 以上で審議を終わる。議事を事務局にお返りする。
- 進行
義務教育課長
- 宮城県教育庁義務教育課長 奥山 勉 が御礼の挨拶を申し上げる。
 - 本日は、熱心に御審議いただき誠にありがとうございました。事務局として何年も見ていた基準だが、新しい委員のメンバーで趣旨まで深める話し合いができたことに感謝申し上げます。本日いただいた御意見等を、再度確認し、専門委員にもしっかりと趣旨を伝え調査研究を進めていく。次回の審議会では、教科書を閲覧し、御審議いただくが、次回も本日同様、皆様のそれぞれの専門的見地から御意見を賜るようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。
- 進行
- 閉会